

2013年11月29日
三井住友海上あいおい生命保険株式会社

先進医療特約等の特約条項の一部改定について

今般、先進医療給付金およびガン先進医療給付金の支払限度額に関する特約条項を改定し、既にご加入いただいている当社の先進医療特約等の支払限度額を2000万円に引き上げますので、ご案内いたします。

1. 特約条項の改定内容

契約日が2013年12月1日以前となるご契約の先進医療特約条項、先進医療特約条項、一時払先進医療特約条項、ガン先進医療特約条項およびガン先進医療特約条項において『この特約による(ガン)先進医療給付金の支払は、その支払額を通算して1000万円をもって限度とします。』と規定されている条文中、「1000万円」を「2000万円」に読み替えます。

なお、本改定に伴う保険料の変更はありません。

(注) お手元の保険証券の支払限度額が1000万円の表記であっても、2013年12月2日以降は支払限度額を2000万円としてお取り扱いします。保険証券の差し替えはありませんので、そのまま大切に保管ください。

2. 改定の時期

2013年12月2日

なお、先進医療給付金等のお支払事由の生じた日が2013年12月1日以前の場合、支払限度額は従来どおり1000万円となります。

3. お問い合わせ先

ご加入いただいておりますお客さまからのお問い合わせは、ご契約の取扱代理店または下記の窓口にて承っております。

お客さまサービスセンター

電話 0120-324-386 (無料)

受付時間: 月~金 9時~18時 土 9時~17時

(日・祝日・年末年始を除きます)

以上